

イソベ氏の信仰

鎌田純一

「イソベ氏の信仰」と題した。ここでいう「イソベ氏」とは、古代伊勢国度会郡地方に居住し、神宮に奉仕して来た氏族のことである。後述するが、内宮祢宜家荒木田氏、外宮祢宜家度会氏は本来は一つ、このイソベ氏より出たものである。そこで、そのイソベ氏は本来どのような職を主とした氏族であったかと問うに、それはその本拠地とみられる磯（伊勢市磯町）の地、またイソベ（職部）というその呼称より海上氏族、漁業を主とした氏族であったとみられる。それは確かであろう。しかし、それはいつまでもそうであったのか。そのように決めつけてみてよいものであるうか。ことに皇太神宮御鎮座当初より、その基礎確立期（およそ天武天皇ころ、それよりその少しくあとまでを意味する）にも、やはり漁業を主として生活していた氏族なのであるうか。この点について、その信仰を延暦二十三年（八〇四）に撰せられた『皇太神宮儀式帳』に記される「管度会郡神社事」を一つの手がかりとして分析追究し、それよりイソベ氏の延暦、またそれより少しく遡り、その神宮基礎確立期とみられるころの性格を推測、神宮史研究の一基礎作業としてみようとするものである。

*

まず、アマよりみて行きたい。「海人」、また「海」、「海部」、「海女」、「海士」、「海郎」、「白水部」なども記されるアマである。それは、もぐり作業を主として、貝・海藻等を採用し、また漁撈、航海に従事したもののことであ

り、応神天皇の御宇に定めたと記紀に記されるが、勿論それより古くより存したものであろう。記紀によると、それらアマ族のなかでは、安曇氏（阿曇）が有力であり、応神天皇紀三年の条に、各処の海人が訕^ヤ叱^ヒめて従わなかったので、阿曇連祖大浜宿禰を遣わし、それを従えさせたとあるが、その阿曇氏は筑前国糟屋郡志加海神社にまつる三柱の綿津見神を祖神とし、同郡阿曇郷を本拠とした一族とみられ、それより勢力を伸展するとともに、各地にある渥美・安積・厚見などの地名よりみられるように、この一族がかなり陸地深く入り込み、漁業を捨て、専ら農業を営み生活するようになったことも考えられるのである。

このようなアマ族の中に、イソベ氏は入るのであろうか。念のため、記紀をみるに、『日本書紀』応神天皇五年八月の条に、

令^ニ諸國、定^ニ海人及山守部。

とある。これと同じ資料によつたものとみられるが、『古事記』応神天皇の条には、

此之御世、定^ニ賜海部山守部伊勢部也。

とみられる。日本書紀で「海人・山守部」、古事記で「海部・山部・山守部・伊勢部」とあるが、『古事記伝』で「山部と山守部と二はあらず、同じ物と聞ゆる」と記しているところを正しい解釈とみると、山部・山守部は山を監守する部、また一定の山を守る部、或いは山のものを得ることを主業とする部とみられる。そこで、紀の「海人」と、記の「海部」とも同じものとみられるが、残る記の「伊勢部」とはどのような関係になるのであろうか。『古事記伝』では、「此ノ伊勢部は何の故に定められにしか知がたし」と記している。しかし、この「伊勢部」は、紀が「山守部」とのみ記すのを、記で「山部・山守部」と挙げ記した如く、紀の「海人」を、記で「海部・伊勢部」と並記したもので、内容的には、海部と同じものとみるべきかとみられる。また、その「伊勢部」（イセベ）は「磯部」（イソベ）と同じものとみられる。そのようにみると、記紀でイソベ氏は海人族、その同族とされているものとみられないではな

い。しかし、もしそれならば、古事記で「海部伊勢部山部山守部」の順で記すことを何故しなかったのか。そのように記さないのは、海部と伊勢部とは内容が異なるもの故とみられないでもない。この点、さらに慎重に検討すべき問題があるかとみられるが、一応海部と伊勢部とは同性格、その伊勢部と磯部とは同じものとみて、先へ進みたい。

イソベ氏、それは例えば『太平記』卷廿七右兵衛佐直冬鎮西没落ノ事の条にも、「磯部左近将監」の名がみられる如く、かなり多くある氏族名である。『尊卑分脈』でも、宇多源氏佐々木氏の分れ、加地信実の子秀忠を磯部氏とする他、多くの磯部氏がみられるし、上野国一の宮貫前神社の旧社家にも磯部氏があった。

そのようなイソベ氏は、古代よりのイソベという地名とまた無関係ではないようであるが、そのような地名の地をみてみたい。『积日本紀』卷十に引用の『筑前国風土記』逸文に、

怡土郡 昔者穴戸豊浦宮御宇足仲彦天皇將討球磨噲啖幸筑紫之時、怡土県主等祖五十跡手イソトテ（略）天皇於斯普イソノカサ五十跡手イソトテ曰、怡乎イソノカサ五十跡手之本土可謂怡勤国イソノ、今謂怡土郡イソト訛也。

とある。この五十跡手のことは、日本書紀仲哀天皇八年正月の条に、

天皇即美五十迹手、曰伊蘇志、故時人号五十迹手之本土曰伊蘇国、今謂伊親者訛也。

とみられる。すなわち、現在の福岡県糸島郡の地のイトのことであるが、この地名説話中の、蘇・親、いずれも甲類の字であり、s・tは現在でも交替して用いられることもあって、これは可能性の充分ある話である。それでこのイトはもとイソ、この筑前にも「伊蘇」の地名の存したことが知られるが、さらに『和名抄』をみて、

筑前国怡土郡 同国宗像郡怡土郷 豊前国田河郡位登郷

のようにイソと共通するかとみられるイトなる地名がみられ、またイソは、

伊勢国度会郡 伊蘇、三河国渥美郡 磯部、相模国余綾郡 伊蘇、美濃国席田郡 磯部、
信濃国埴科郡 磯部、上野国碓氷郡 磯部、越前国坂井郡 磯部、

などの如くみられる。この地名がもしその磯部族と関係あるものとする、その磯部氏も阿曇氏と同じく漁業を主とした生活より離れて、海を離れた陸地へ深く入りこんでの生活をした氏族と云えるのかも知れない。

*

さて、それで本来漁業・航海を主とした業とした海上氏族の一つたるイソベ氏、それも伊勢国度会郡に居住したイソベ氏の信仰をみる前に、さらに漁業・航海を主とする氏族の信仰の特徴的なものについて考えてみたい。それには、それなりの特色があるとみられるのである。

『日本紀』卷十五に所引の『日本後紀』淳和天皇長九年（八三〇）五月の記事をみたい。

五月庚戌、令_レト_三筵_二元早_一於_二内裏_一、伊豆国神為_レ崇、癸丑、伊豆国言上三嶋神伊古奈比咩神二前預_三名神_一、此神塞_二深谷_一、摧_三高巖_一、平造之地二千町許、作_二神宮二院_一、池三処、神異之事不可_レ勝計、

とある。ここにいう三嶋神はいま静岡県三島市に鎮座の三嶋大社、伊古奈比咩神は下田市白浜に鎮座の伊古奈比咩神社である。その伊古奈比咩神社では、本社は三嶋大神の后神を祭神とするが、もと三嶋大神とともに三宅島に鎮座し、のち両社そろって現社地、白浜の地に遷座したと伝承して来ている。その地は、『和名抄』にいう「大社郷」の地であり、その地名よりも、その伝承、大社の鎮座地たる地であったとこの信憑性を匂わせるが、三嶋大神のみ、のちにさらに分離して現在地に遷座されたとまた伝えているのである。ここで、その伊古奈比咩神が三嶋大神の后神であるとの伝承があり、また前掲記事でもにも名神社に預ったことが知られるが、続日本後紀仁明天皇承和七年（八四〇）九月廿三日の条に、

伊豆国云。賀茂郡有_二造作嶋_一。本名上津嶋。此嶋坐阿波神。是三嶋大社本后也。又坐物忌奈乃命。即前社御子神也。新作_二神宮四院_一。（略）去承和五年七月五日夜出_レ火。上津嶋左右海中烧。炎如_二野火_一。十二童子相接取_レ炬。下_レ海附_レ火。諸童子履_レ潮如_レ地。入_レ地如_レ水。震_二上大石_一。以_レ火烧摧。炎燭達_レ天。其状朦朧。所々燄飛。其間経

旬。雨_レ灰_レ満_レ部。仍_レ召_レ集_レ諸_レ祝_レ刀_レ祢_レ等。ト_ニ求_レ其_レ崇_ニ云。阿波_レ神_レ者。三嶋_レ大_レ社_レ本_レ后。五_レ子_レ相_レ生。而_レ後_レ后_レ授_レ賜_レ冠_レ位。我_レ本_レ后_レ未_レ預_レ其_レ色。因_レ玆_レ我_レ殊_レ示_レ恠_レ異。將_レ預_レ冠_レ位。若_レ祢_レ宜_レ祝_レ等_レ不_レ申_レ此_レ崇_ニ者。出_レ龜_レ火_レ將_レ亡_レ祢_レ宜_レ等。國_レ郡_レ司_レ不_レ勞_レ者。將_レ亡_レ國_レ郡_レ司。若_レ成_レ我_レ所_レ欲_レ者。天_レ下_レ國_レ郡_レ平_レ安。令_レ産_レ業_レ豊_レ登。今_レ年_レ七_レ月_レ十_レ二_レ日_レ眇_レ望_レ彼_レ嶋。雲_レ烟_レ覆_レ四_レ而。都_レ不_レ見_レ狀。漸_ニ比_レ戻_レ近。雲_レ霧_レ霽_レ朗。神_レ作_レ院_レ岳_レ等_レ之_レ類。露_レ見_レ其_レ貌。斯_レ乃_レ神_レ明_レ之_レ所_レ感_レ也。

とみられる。すなわち、これでは三嶋神には本后阿波神が居られ、その御子神も居られたこと、それも上津島(神津島)におられることを示すのである。ここで、また三嶋神の本后阿波神(神津島)、後后が伊古奈比咩神(三宅島)と伝承されて来ていることがみられるが、この離れた島々に坐す神々を夫婦神、父子神とみる謂わば伊豆神話というべきもの、離れた地の神々を夫婦・父子、さらに兄妹とみるような見方、これは農耕氏族のあいだにないでもないが、海洋氏族の方にことに多く、これが海士族的な見方とみられるのである。もっとも、ここには仏教的な影響、ここにみられる表現のなかにも法華経にみられるような語句があり、これは後世の当地方の薬師信仰へつながるそれとみられないでもないが、それがこの話の一要素としても、その基礎として海士族的な見方があるのではないかとみるのである。このような例をさらに掲げるに、隠岐国海部郡に奈伎良比売命神社、宇受加命神社が式内社として鎮座する。その宇受加命神社は、現在地より海岸に近い地に降臨され、それより現社地へ遷られたと伝承するが、隠岐国の式内社の大半が海上より来臨されたと伝承するのは、その地形より成立したものの、また海士的とみられるが、それはそれとして、この海士郡の二社について、海士島に現在も伝承されるところでは、奈伎良比売命は宇受賀命の御子であり、奈伎良比売命は宇受賀の地で産まれる予定であったが、その地で産屋を用立て申し上げるものがなかったので、豊田村産宿(きざと)で誕生され、その後豊田村明屋(あけや)へ移られたという。さらにまた、この宇受賀命神社と、対岸の島、西ノ島すなわち知夫郡宇賀に鎮座の比奈麻治比売命神社とは夫婦神というのである。このような伝承、それは漁場の区域協定に関連してか、その部落の成立よりか、一々調査の要もあるが、ともかく漁民のあい

だによくみられるところであり、これを海士の信仰より来る特性とみるのである。さらに多くの例証を挙げ、一方の農民的信仰の場合と比較して論じなければならぬが、一応これくらい例として、それが農民の場合の一般の如く近隣の神々と親子兄弟と古くより伝承する場合の少ないことに対しての一特色とみたい。

つぎにその隱岐国知夫郡の比奈麻治比売命神社であるが、今も西ノ島の宇賀の部落より約三軒山越をしての不便な地、海拔百二十米程の日本海に面した地にある。こんなところに何故奉斎しているのだろうか。『日本後紀』延暦十八年(七九九)五月十三日の条に、

前遣渤海使外従五位下内藏宿祢賀茂麻呂等言。帰郷之日。海中夜暗。東西掣曳。不識所着。于時遠有火光。尋逐其光。忽到嶋浜。訪之。是隱岐国智夫郡。其処無有人居。或云。比奈麻治比売神常有靈驗。商賈之輩。漂宕海中。必揚火光。頼之得全者。不可勝数。神之祐助。良可嘉報。伏望奉預幣例。許之。

とみられる。これよりみて、渤海と我が国と日本海を渡っての航海上の一目標、灯台的な役割を果していることが知られるが、その比奈麻治比売命神社の地は、そのように他国の人のためばかりでなく、この周辺で漁をする海人にとってもよい目標であり、そこに神を奉斎してきたものとみられるのである。それは、伊豆国伊豆半島の南端石廊崎灯台の存する地に、現在も奉斎される式内社伊波例命神社と同じ条件であり、このようにそれを奉斎する人々の居住地より離れた岬上、また海面より目標とするにふさわしい地に鎮斎しているのは海士族の生活にねざした信仰とみられる。下田富士と呼ばれる山の頂に鎮座の意波与命神社も航海上の目標であろう。これが海士族的信仰の第二の特色である。海上よりの目標、それを神とし、また神の坐す場としてそこに神を奉斎するそれである。海士族の奉斎する神社、海神をまつるそれ、それは農耕氏族のそれとは別した特徴をもったことは当然のことであろう。農耕生活に欠かすことの出来ない、水・川・泉また井に対する農耕的な信仰、山神・田神信仰よりする里宮的な地に迎えてのそれは異なる特色がみられるのは当然のことであろう。

つぎに、さらにこれも一つの特色として加えてもよいかとみるが未だ結論を得ていない。一応、試論、仮定的に記してみるが、延喜式内三千一百三十二座、二千八百六十一処の神社中に、「命」、「比売命」など固有名詞的の神名のつく神社がいくつかみられるが、それも国また郡毎に他に比較して多くみられるところがある。それを挙げると、

河内国大県郡十一社中六社

隠岐国周吉郡四社中二社

摂津国住吉郡十五社中四社

同 国穩地郡三社中三社

伊豆国賀茂郡四十三社中三十五社

紀伊国名草郡十九社中六社

同 国田方郡二十四社中十社

阿波国板野郡四社中三社

同 国那賀郡二十二社中九社

同 国麻殖郡五社中三社

安房国安房郡二社中一社

同 国名方郡九社中八社

若狭国遠敷郡十五社中五社

伊予国伊予郡四社中二社

越前国敦賀郡三十七社中六社

同 国風早郡二社中二社

能登国羽咋郡十四社中八社

豊前国宇佐郡三社中三社

同 国能登郡十七社中十七社

同 国田川郡三社中三社

同 国鳳至郡九社中九社

豊後国直入郡一社中一社

同 国珠洲郡三社中二社

同 国速見郡二社中二社

出雲国出雲郡五十八社中八社

同 国海部郡一社中一社

隠岐国知夫郡六社中四社

肥後国阿蘇郡二社中二社

同 国海部郡二社中二社

との如くみられるのである。なかでも、伊豆国賀茂郡、能登国能登郡、同鳳至郡、隠岐国全部、阿波国名方郡、伊予

国風早郡、豊前国全郡、豊後国直入郡、速見郡、海部郡などに多くの例がみられる。これらのうち、豊前国・肥後国の場合などは別の要素が強いが、他の場合海士族の居住地として有力な地が多く、それより或いはこれら「命」、「比売命」さらに「比古」と称される神社名は海士族的な呼称かとみられないではない。これは未だ詳らかではないが、一つの仮定として、これを海士族的信仰の一つに仮に加えて置きたい。

そこで、以上海士族の信仰として、(一)海上生活つまり広く眺望のきく地での活動、また協定作業よりしてか、隣接の神々を夫婦神、父子神とみるような感覚、(二)航海目標に対する崇敬、それに付け加えて、それらの神々をその鎮座地の地名等に関連して呼称するのではなく、固有名詞的名称(人称的名称)で呼ぶことが主であったのではないかとのような特色をその信仰に関連しての外的な特色として考えてみるのである。

*

そこで、伊勢国度会郡地方に古代居住したイソベ氏の信仰についてみて行きたい。このイソベ氏は、先述の如く延暦二十三年(八〇四)の『皇太神宮儀式帳』、『止由気宮儀式帳』に、それぞれ奉仕の氏として名が現われるが、『統日本紀』和銅四年(七一)三月六日の条に、

伊勢国人磯部祖父、高志二人、賜姓渡相神主。

とあることよりも察せられるように、度会氏の祖というが、本来と云える。またその儀式帳より荒木田氏もイソベ氏より出たものなること知られるが、『三代実録』元慶三年(八七九)五月二十三日の条に、

伊勢国度会郡大神宮氏人神主姓荒木田三字、大神氏人有三神主姓、荒木田神主、根本神主、度会神主是也。自進大肆荒木田神主首麻呂以後、脱漏荒木田三字、今首麻呂裔孫向官披訴、故因旧加之。

とある。この荒木田、度会神主の姓、神祇制度整つてのち出たものとみられる。それについての詳論を避けるが、この荒木田神主、度会神主のもと、皇太神宮御鎮座当時より天武天皇御宇、或いはそれより少しくあと頃迄の時代に奉

仕したイソベ氏の信仰を検討したい。

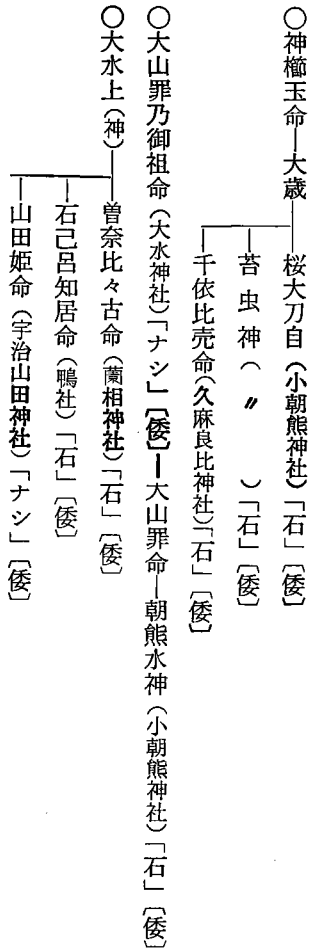
それで、『皇太神宮儀式帳』のなかに記されている神宮所撰社、それはその後の異動もあるが、『延喜大神宮式』に記され、『延喜神名帳』にもみられ、度会行忠が弘安八年（一一八五）十二月、ときの関白藤原兼平の命を承けて撰した『伊勢二所太神宮神名秘書』にもみられ、現在も神宮の撰社・末社また所管社とされているところである。これらの社は、度会郡内にあるが、度会郡は古くより神郡として大神宮司の管理に属したから、これら郡内の諸社もその掌るところとなったことは了解できるが、それらの神社はいつ頃成立したのであろうか。これらについて、儀式帳に「倭姫内親王御世定祝」とあるものが大半であり、数社のみ「大長谷天皇御宇定祝」等とあるが、その後者はあとでみるとして、この前者、それはすべてその皇太神宮御鎮座以前より存したとは簡単に云えないにしても、また「倭姫内親王御世定祝」とのこと、そのままには信じ難い。しかし、いづれにせよ、その基礎確立期に存していたことは事実とみられるが、その皇太神宮御鎮座以前、またその前後より基礎確立期に奉斎されていたとみると、それを奉斎したのは誰か。これについて考えると、この地方に当時居住していたイソベ氏一族であったとみられるのである。イソベ氏、それが磯を中心としてどの程度に拡がっていたか、正確には知り難いが、宇治土公もイソベ一族であり、これらの神社の存在する範囲に相当広く拡がり、そこを占有していたとみられ、それらはイソベ一族と概してみても大過あるまいとみられるのである。少なくとも儀式帳の成立大分前よりイソベ氏一色で勢力を占めていたとみられることから、この推測の上に、それらの神社はイソベ氏が奉斎したものとみて、その神社を通じイソベ氏の信仰の実態について考察して行きたい。

ここで一つの問題は、これら神社の鎮座場所である。それを正確に抑えてから当らなければならぬが、その点でつまずくのである。すなわち、その鎮座地をすべて正確にすることは困難である。儀式帳にその社の鎮座地を正確には記さず、延喜式に記されず、『伊勢二所太神宮神名秘書』に僅かに記されているものの、それが本来の地か否かに問

題があり、単に「在宇治郷」、「在沼木郷」などのみではさらに細かく正確を期し難いのである。さらにそれよりあと、戦国の争乱期に神宮正殿の式年遷宮すら百余年滞る状況であり、これら撰末社は荒廃その極に達して、終にはその跡かたも解らなくなったものもあり、寛文三年（一六六三）頃になって漸く復旧されたけれども、そのすべてが解つてのことでなく、昭和の現代でも、未だ旧社地にすべてがもとの地に一社ごとの社殿をもって修復とのことには及んでいない状況である。この旧鎮座地、少なくともいま問題としようとする時代の鎮座地を知ること、この問題を考える上での大きな条件となるが、この点現在ではそのすべてを知ることとは不可能に近い。よって一応解る範囲を中心にみて行きたい。

『皇太神宮儀式帳』にみられる官社、未官社の祭神より考察を試みたい。（この場合、『皇太神宮儀式帳』の記載よりはその系譜関係が当り得るが、『止由気宮儀式帳』の記載にはそれがなく、系譜の点で前者のみ根拠として用いることとする）その祭神系譜より分類すると、次の如くなる。その系譜中の神名が儀式帳に記す祭神名であり、（ ）内はその奉斎神社名、「」内はその御形（神体）、「」内の倭は「倭姫内親王御世定祝」、大長谷は「大長谷天皇御宇定祝」の略である。

官帳社



栖長比女命 (津長大水神社) 「石」 「倭」

久々都比女命 (久具神社) 「石」 「倭」

久々都比古命 (〃) 「石」 「倭」

那良原比女命 (檜原神社) 「石」 「倭」

高水上 (坂手神社) 「石」 「倭」

○太神御倉用神 (田辺神社) 「鏡」 「大長谷」

○太神御蔭川神 (蚊野神社) 「鏡」 「大長谷」

○鳴宸電 (湯田神社) 「ナシ」 「大長谷」

○太歳御祖命 (〃) 「ナシ」 「大長谷」

○国生神 (江神社) 「ナシ」 「倭」

○国生神 大国玉命 (大土神社) 「石」 「倭」

水佐々良比古命 (〃) 「石」 「倭」

水佐々良比売命 (〃) 「石」 「倭」

宇治比売命 (国津御祖社) 「石」 「倭」

荒前比売命 (神前神社) 「石」 「倭」

○田村比売命 (国津御祖社) 「ナシ」 「倭」

○東方堅田神 (堅田神社) 「石」 「倭」

○天須婆留女命

同 御玉 (榛原神社) 「ナシ」 (奈良朝廷)

長口女命 (江神社) 「水」 [倭]

速川比古 (狹田神社) 「ナシ」 [倭]

速川比女 (〃) 「ナシ」 [倭]

山末御玉 (〃) 「ナシ」 [倭]

○宇加乃御玉 (江神社) 「」 [倭]

○須佐乃乎命御玉 (粟御子神社) 「石」 [倭]

○道主命 (〃) 「石」 [倭]

○月読神御玉 (川原神社) 「ナシ」 [倭]

○麻奈胡乃神 (滝原神社) 「石」 [倭]

未官帳入田社

○大水上御祖命 (那自売神社) 「石」

同 御玉 (〃) 「石」

大水上 石己呂君 (鴨下神社) 「ナシ」

鴨比古 (〃) 「ナシ」

鴨比売命 (〃) 「ナシ」

津布良比古 (津布良神社) 「ナシ」

津布良比売命 (〃) 「ナシ」

高水上命 (小社神社) 「石」

(石井神社) 「石」

(宇治乃奴鬼神社) 「石」

新川比売命 (新川神社) 「石」

細川水神 (川相神社) 「石」

多支大刀自神 (熊淵神社) 「ナシ」

寒川比古命 (牟弥乃神社) 「ナシ」

寒川比女命 () 「ナシ」

○大歳神 佐々津比古命 (葭原神社) 「石」

稻依比女命 (加努弥神社) 「石」

○宇加乃御玉御祖命 (葭原神社) 「ナシ」

○伊加利比女 () 「ナシ」

○粟嶋神御玉 (許母利神社) 「ナシ」

○国生神 荒前比売命 (荒前神社) 「石」

○御裳乃須蘇比女命 (那自売神社) 「石」

○宇治都比女命 玉移良比女命 (葦立三神社)

以上みられるところより先ずどのようなことが云えるであろうか。

第一に云えることとして、この地域全般として一つの統制、体系というべきものがあることである。これだけ地域的に拡がりを見せる場のなかの各社が一つの体系の中に統制され、神縁関係をもっていることである。そのすべてが

一つの血縁的系譜でもって結ばれているのではないが、これだけの系譜関係がみられることは他地方で滅多にみられるものではない。これは神宮のお膝元ということもあるが、さらにこの地域全域を一氏族で支配、すなわちイソベ氏で支配していた結果とみてよいであろう。たとえ、その系譜が儀式帳編纂時に作為されたものとしても、そのような系譜関係でみることを許したこと、またそのような発想の基礎に一氏族支配があったと云えよう。

第二に、その神縁系譜より、(一)水神信仰、(二)国生神すなわち土地神信仰、(三)大歳神信仰、(四)天須婆留米命信仰、すなわち、すばる信仰が大きな位置を占めていることがみられる。ことに水神信仰である。その水神奉斎の神社鎮座地がすべて判明しているわけではないが、それでも小朝熊神社、鹽相神社、宇治山田神社、久具神社など判明している神社をみると、五十鈴川・宮川・外城田川の流域に鎮座している。それは農耕に関連しての水神信仰に他ならない。また国生神信仰も農耕的土地神信仰とみられる。大土神社など正にそれであろう。楠部の神田の地の神である。大歳神信仰はいうまでもなく農耕民的信仰である。而して、すばる信仰であるが、この「すばる」、それは二十八宿の一つ、雄牛座の星の集団に関する神であるが、これは漁民的信仰とみられないでもないが、江神社のみでなく、狭田神社の祭神とされているところよりすると、これも農業神、水と関連して信仰されているのかもみられる。これらよりすると、この皇太神宮で管せられる神社、土着のイソベ氏の信仰奉斎した神々は、農業に関連の神々であり、これよりはイソベ氏は海土的な性格より、農耕民的な性格をもった氏族と云えるのである。

第三に、小朝熊神社祭神に大山罪神子朝熊水神との如く、大山祇神の名を出しているが、その大山祇神の名は伊豆国三嶋神社が同じく大山祇神とされ、伊予国大三島の大山祇神社がまた大山祇神であり、先述の如く伊豆国三嶋神社の旧社地よりして、これらはいずれも漁民的信仰より出ているところとみて、朝熊岳を海上よりの目標とした信仰をここに示しているのかとみられる。また神前神社の荒前比売命は国生神の御子とみるが、荒前、神前は荒崎、神崎であり、潮流の変化の烈しい岬の神に対する漁民的信仰より出たものとみられる。

第四に太神御倉川神をまつる田辺神社、太神御蔭川神をまつる蚊野神社であるが、この二社の御形が鏡と他社に比べ特異である。また雄略天皇御宇定祝と他と異なる。この二社は、その社名より、もとの度会郡東外城田村大字矢野、大字蚊野、現在の度会郡玉城町に存する社なること明らかであり、その神名より、その近くの外城田川に関連した神を奉斎するものとみられる。そのあたりは、荒木田氏によって開発された墾田、すなわちアラキダ、キダの地であり、これはその開発後、或いはその開発時に奉斎されたこと故、他が御形を「石」、また「ナシ」と古代祭祀の継承を示すのに対して、鏡であり、その定祝伝承も雄略天皇御宇との如く新しいのは、完全に農耕氏族となつての伝承を示すものと云えよう。

以上四点を先に述べた海士族の信仰の特色的形態と関連して、さらに検討してみたい。

先ず第一にこのイソベ氏一族にみられる信仰、その奉斎する神社名でなく、その祭神名であるので、これ先述のことと直ちに結びつかないが、ミコト、ヒメノミコトなどとの呼称がみられるのはその仮説的にみた海士族信仰の神社名に多いそれらの名と何等か関連しているかも知れない。

第二に、そこに夫婦神的関係ではないが、父子的關係、兄弟關係をもつて結んでみているところ、それは先述の如く農耕神ではあるが、漁民信仰的な発想でそれを結びつけているものかとみられる。云いかえれば、イソベ氏の信仰に海士の信仰の一般的特色を有している、それを残していると云えよう。

第三に朝熊岳そのものを麓の小朝熊神社に奉斎したことがいつからかの問題はあるが、そこに大山祇神の名を出して信仰すること、それと現在でも難所とされる神崎の荒前神に対する信仰は、航海上の目標、また難所の神を恐れ信仰する漁民のそれとみられる。

以上のように、イソベ氏の信仰には確かに海上氏族、アマ族的なところがみられる。しかし、全体としてそのアマ族的な信仰よりも、水神信仰、国生神信仰、大歳神信仰との特色の方が強く、この儀式帳にみられる神社を通じては

農耕的な性格が大きいと云えるのである。

それは朝熊岳の神を大山祇神として止めるのでなく、水神と関連してみていることは、例えば大和国大神神社の狹井神社に対する信仰の如く、その山よりうける水に対する農耕的な信仰に移行していること、また、さらにそれを大歳神と結びつけて農耕的な信仰をしていることから証明することが出来るであろう。(大神宮本記でそれを大歳神一座とされているのは、のちのことではあるが、更にそれへの移行を示すものである。)

そして、このような農民的信仰と、それをこのようにまとめること、それはそんなに短日月に出来ることはみられず、かなりの日月を要するものとみられる。

このようなことから神宮鎮座創建時代よりその基礎確立期のイソベ氏は、海士族というより、既にかなり農耕氏族的な生活へ移行しており、ために神宮の農耕的な色彩の強い祭儀にも奉仕出来たものとみられる。イソベ氏との名にとらわれず、その性格をこの点よりもよくみなければならぬであろう。

ついでに記すが『皇太神宮儀式帳』で御遷幸について、多気佐々牟迺宮より玉岐波流磯宮へ遷られ、つぎに佐古久志呂宇治家田田上宮を経て、現在地に鎮座と記すのに対して、『倭姫命世記』では、その伊蘇宮より、さらに外城田川を遡り田辺神社の方から止羽・笠木を経て、滝原付近まで歩かれたと記すが、この伝承、荒木田伝承かとみられるが、そのような伝承が生ずる程、この土地に結びついて信仰したところ、正に農耕氏族になりきっていったと云えよう。